

式)を(第三号様式)に改め、同条を第三条とする。

第七条中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第八条中「第十一条第一項」を「第九条第一項」に、「(第七号様式)」を「(第四号様式)」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指示書)

第六条 条例第十条の規定による指示は、指示書(第五号様式)を交付して行つものとす。

第九条中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項中「、」第三条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項」を「又は第三条第一項若しくは第二項」に改め、「テレホンクラブ等営業所又は」を削り、「第三条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」を「第三条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「若しくは第六条第二項」「テレホンクラブ等営業所若しくは」及び「若しくは第五条第一項」を削り、同条を第八条とする。

別表を削り、第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

(4)
第1号様式(第2条関係)

受理番号 第 号

利用カード販売営業届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の住所

氏名

㊞

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第4条第1項の規定により次のとおり届出をします。

届出者 利用カード販売営業を営む者 (ツウチ)	氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名)	電話 ()
	法人の主たる事務所の所在地	電話 ()
利用カード販売所	名 称	
	所 在 地	電話 ()
自動販売機	設置施設の名称及び所在地	
	名称、型式及び製造番号	
販売する利用カード又は教示する識別情報により役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業所の名称及び所在地		
利用カードの販売をする営業の開始予定年月日	年 月 日	

注1 利用カードの販売をする営業を営む者個人であるときは、住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)を添付すること。

注2 法人であるときは、登記簿の謄本を添付すること。

(5)

第2号様式(第3条関係)

受理番号 第 号

利用カード販売営業廃止届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の住所
氏名

㊤

山梨県青少年によるテレビホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第4条
第2項の規定により次のとおり届出をします。

利用カード販売営業の
届 出 年 月 日

(フリガナ)

営 業 者 の 氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話 ()

廃 止 した 利用 カ ー ド
販 売 所 の 名 称

廃 止 した 利用 カ ー ド
販 売 所 の 所 在 地

廃 止 年 月 日

備考

(6)

第3号様式(第3条関係)

受理番号 第 号

利用カード販売営業変更届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の住所
氏名

㊤

山梨県青少年によるテレビホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例第4条
第2項の規定により次のとおり届出をします。

利用カード販売営業の
届 出 年 月 日

(フリガナ)

営 業 者 の 氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話 ()

利 用 カ ー ド 販 売 所
名 称
所 在 地
届 出 年 月 日
電話 ()

変 更 した 届 出 事 項 の 項 目

新
変 更 の 内 容

旧
変 更 の 内 容

変 更 年 月 日

注 変更内容が営業者の住所又は氏名(法人にあつては、その代表者の住所又は代表者の氏名)であるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあつては、その登記簿の謄本)を添付すること。

第六号様式及び第七号様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番